

（第一類 第七号）

第二十八回国会
衆議院

社会労働委員会議録 第二十号

(二二二)

昭和三十三年三月十二日（水曜日）
午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 森山 欽司君

理事 植村 武二君 理事 大坪 保雄君

理事 田中 正巳君 理事 野澤 清人君

理事 八田 貞義君 理事 滝井 義高君

理事 八木 一男君

小川 半次君 加藤 鏡五郎君

龜山 孝一君 神田 博君

草野 一郎平君 小島 徹三君

田子 一民君 中山 マサ君

南條 徳男君 藤本 捨助君

古川 丈吉君 松岡 松平君

山下 春江君 亘 四郎君

赤松 勇君 井堀 繁雄君

岡本 隆一君 栗原 俊夫君

五島 虎雄君 中原 健次君

長谷川 保君 山花 秀雄君

吉川 榮光君

出席國務大臣

労働大臣 石田 博英君

出席府政委員

総理府事務局長 今松 治郎君

総理府事務官 (内閣総理大臣官房審議室長) 吉田 信邦君

総理府事務官 (調達庁事務局長) 上村 健太郎君

連立事務局長 小里 玲君

労働政務次官 二階堂 進君

労働事務官 (労働局長) 亀井 光君

労働事務官 (労働基準局長) 堀 秀夫君

労働事務官 (職業安定局長) 百田 正弘君

委員外の出席者

専門員 川井 章知君

三月十二日

委員小林郁君、福田越夫君、松浦周太郎君、阿部五郎君及び岡良一君辭任につき、その補欠として神田博君、南條徳男君、松岡松平君、川俣清吉君及び中村高一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員川俣清吉君辭任につき、その補欠として栗原俊夫君が議長の指名で委員に選任された。

三月十一日

引揚者給付金等支給法の一部改正に関する請願 (大高康君紹介) (第一七七三三三三)

同 (北澤直吉君紹介) (第一八七九七三三)

同 (塚原俊郎君紹介) (第一八八〇三三三)

同 (中山榮一君紹介) (第一八八一三三三)

同 (伊藤卯四郎君紹介) (第一八七九三三三)

同 (猪俣浩三君紹介) (第一八七九三三三)

同 (猪俣浩三君紹介) (第一八七九三三三)

同 (猪俣浩三君紹介) (第一八七九三三三)

同 (猪俣浩三君紹介) (第一八七九三三三)

同 (猪俣浩三君紹介) (第一八七九三三三)

同 (猪俣浩三君紹介) (第一八七九三三三)

同 (猪俣浩三君紹介) (第一八七九三三三)

同 (猪俣浩三君紹介) (第一八七九三三三)

同 (猪俣浩三君紹介) (第一八七九三三三)

同 (猪俣浩三君紹介) (第一八七九三三三)

同 (猪俣浩三君紹介) (第一八七九三三三)

同 (猪俣浩三君紹介) (第一八七九三三三)

同 (猪俣浩三君紹介) (第一八七九三三三)

同 (猪俣浩三君紹介) (第一八七九三三三)

同 (猪俣浩三君紹介) (第一八七九三三三)

同 (猪俣浩三君紹介) (第一八七九三三三)

同 (猪俣浩三君紹介) (第一八七九三三三)

同 (猪俣浩三君紹介) (第一八七九三三三)

同 (猪俣浩三君紹介) (第一八七九三三三)

同 (猪俣浩三君紹介) (第一八七九三三三)

同 (石田有全君紹介) (第一八七八一三三)

同 (今村等君紹介) (第一八七八二三三)

同 (小川豊明君紹介) (第一八七八三三三)

同 (川俣清吉君紹介) (第一八七八四三三)

同 (片島進君紹介) (第一八七八五三三)

同 (勝間田清一君紹介) (第一八七八六三三)

同 (藤原清志君紹介) (第一八七八七三三)

同 (久保田豊君紹介) (第一八七八八三三)

同 (久保田豊君紹介) (第一八七八八三三)

同 (久保田豊君紹介) (第一八七八八三三)

同 (久保田豊君紹介) (第一八七八八三三)

同 (久保田豊君紹介) (第一八七八八三三)

同 (久保田豊君紹介) (第一八七八八三三)

同 (久保田豊君紹介) (第一八七八八三三)

同 (久保田豊君紹介) (第一八七八八三三)

同 (久保田豊君紹介) (第一八七八八三三)

同 (久保田豊君紹介) (第一八七八八三三)

同 (久保田豊君紹介) (第一八七八八三三)

同 (久保田豊君紹介) (第一八七八八三三)

同 (久保田豊君紹介) (第一八七八八三三)

同 (久保田豊君紹介) (第一八七八八三三)

同 (久保田豊君紹介) (第一八七八八三三)

同 (久保田豊君紹介) (第一八七八八三三)

同 (久保田豊君紹介) (第一八七八八三三)

同 (久保田豊君紹介) (第一八七八八三三)

同 (久保田豊君紹介) (第一八七八八三三)

同 (久保田豊君紹介) (第一八七八八三三)

同 (久保田豊君紹介) (第一八七八八三三)

同 (久保田豊君紹介) (第一八七八八三三)

同 (久保田豊君紹介) (第一八七八八三三)

同 (久保田豊君紹介) (第一八七八八三三)

同 (久保田豊君紹介) (第一八七八八三三)

同 (久保田豊君紹介) (第一八七八八三三)

同 (井岡大治君紹介) (第一八八五八三三)

同 (井上良二君紹介) (第一八八五九三三)

同 (大西正道君紹介) (第一八八六〇三三)

同 (加賀田進君紹介) (第一八八六一三三)

同 (上林與市郎君紹介) (第一八八六二三三)

同 (神近市子君紹介) (第一八八六三三三)

同 (久保田鶴松君紹介) (第一八八六四三三)

同 (河野密君紹介) (第一八八六五三三)

同 (佐々木良作君紹介) (第一八八六六三三)

同 (佐竹新市君紹介) (第一八八六七三三)

同 (櫻井奎夫君紹介) (第一八八六八三三)

同 (西村榮一君紹介) (第一八八六九三三)

同 (平岡忠次郎君紹介) (第一八八七〇三三)

同 (前田榮之助君紹介) (第一八八七一三三)

同 (松岡剛吉君紹介) (第一八八七二三三)

同 (松原喜之次君紹介) (第一八八七三三三)

同 (森本靖君紹介) (第一八八七四三三)

同 (山口丈太郎君紹介) (第一八八七五三三)

同 (山田長司君紹介) (第一八八七六三三)

同 (山下榮二君紹介) (第一八八七七三三)

同 (吉田賢一君紹介) (第一八八七八三三)

同 (衛生検査技術者の身分法制定に関する請願 (井谷正吉君紹介) (第一八八八〇三三)

同 (香太郎君紹介) (第一八八八〇三三)

同 (国民障害年金法制定に関する請願 (徳安實蔵君外二名紹介) (第一八八八二〇三三)

同 (保育所予算に関する請願 (野澤清人君紹介) (第一八八八三〇三三)

同 (生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する請願 (中崎敏君紹介) (第一八八八三三三)

同 (国立病院等の増設増額に関する請願 (中山マサ君紹介) (第一八八八四三三)

同 (民間電気治療営業禁止反対に関する請願 (山下春江君紹介) (第一八八八五三三)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

日本労働協会法案 (内閣提出第三九号)

○森山委員長 これより会議を開きます。

日本労働協会法案を議題とし、審査を進めます。質疑の通告がありますので、これを許します。赤松勇君。

○赤松委員 法案の政治的背景と申しますか、そういう問題は、先般同僚諸

井君の質問によりまして、少し触れられております。その問題はあとで同僚の中原議員も触れられると思うので、時間をあまりとることはいいけませんので、そういう点を私はきよりは省きたいと思ひます。

ただ一点お聞きしたいのは、この協会の目的が非常に抽象的に書かれておるわけでありまして、すなわち「広く労働者及び使用者並びに国民一般の労働問題に関する理解と良識をつちかきことを目的とする」ということになつております。これは滝井委員が前に指摘いたしましたように、その方法いかんによりましては逆の結果をもたらすおそれもあると思うので、この際その目的についても少し具体的に御説明をばお願いしたい、こう思ひます。

○石田国務大臣 この前滝井委員の御質問にもお答えいたしておいたのでありますが、まず第一には労働問題に対する認識についての現状判断でありまして、使用者側の中には、まだ依然として労働運動あるいは労働組合というものと白体が、現在の社会秩序や経済秩序に相反するものだ、あるいは産業平和確立を妨げるものだという考えを持つておる人々が相当あることは事実であります。中には平然とあるいは公然とこれを口にする人、別に口にはしないけれども、腹の中ではまだそういう考えを捨てない人が相当あることは事実であります。それから一般国民の中にもやはり同様の認識を持ち、労働組合運動というものの実態についてよく知らない者のあることも事実であります。それから労働組合の一部の中にも、はなはだしきに至っては労働組合というものとは異なる共済組合あるいはリクリ

エーションの団体というよりな程度の意識しか持たない者もあり、あるいはさらに極端に言うならば、労働組合の持つべき役割あるいはその本質の範囲を出て、その組合の力をもつて政治的・目的達成の手段にしようとする、あるいはこれは社会主義的政治運動の別働隊だというよりな考え方を持つておる人もまたあるわけでございます。そして、そういう状態の中で労働組合運動問題の実態というものをよく知らしむる必要を私どもは痛感いたしたのであります。すなわち概念的に申しますならば、労働問題に対する知識、認識という点についてはまだわが国は後進国だ、そこでその後進性を脱却いたしたために、諸外国の実情を紹介したり、あるいは国内におきますよき慣行を作つておきます実情を調べたり、あるいはまた賃金問題、労働時間問題その他についての研究や調査をしたりする必要を私どもは痛感いたしておりましたので、そういう目的を達成いたしましたためにこの法律案を提出したやうなわけでありまして。

○赤松委員 今おっしゃいますように、使用者の前時代的な考え方、すなわち憲法及び憲法に伴う諸立法等の理解をば深めていく、あるいはよき慣行をば周知徹底せしめるといふ点につきましてはもとより必要でございます。まして、われわれは反対すべきところはございませぬ、ないわけでありまして。ただ本委員会におきましては、昨年以來問題になつておりましたのは、労働大臣の行政解釈というものは憲法の範疇でやることはもちろんであります。またそれぞれ労働法の範疇において解釈していくといふことも、もとより当然であります。ただその解釈の問題につきましては、こ

れを拡張解釈するのじやなからうか、そういう点についてはしばしば本委員会において問題になつたわけでありまして、目的がかりにそうでありまして、問題は手段であります。そしてまた労働大臣の立つておられます世界観なりあるいは労働問題に対する立場というものが非常に重要な問題になつてくると思ふのであります。よき慣行をば普及徹底せしめるといふことはけつこうです。しかしよき慣行をば作り上げていくという役割も同時に演じておるであらうということが予測されますが、その際によき慣行といふものの行政解釈を拡張して行つたという危険必ずしもないわけではないのであります。私はそういう考え方はない、こう労働大臣はおっしゃいますけれども、石田労働大臣がおやめになりまして、あとをお継ぎになる労働大臣等が間違つた解釈をされるという危険もないわけではないのであります。従つて国の重要な予算を使つて行ひます事業でありますし、ここにこれを民間人にまかせるという事業でございますから、その点に非常に重要でございます。われわれは今の御説明だけで簡単にその目的に賛成するわけには参りません。この点につきましては、日本社会党として、は、もつと本法案の持つておる目的及びその意図するところをば追及いたしまして、本法案に対する態度をばきめたい、こう考えておりますが、今労働大臣のお言葉の中で、使用者の中に前時代的な考えを持つておる者があるといふことをおっしゃいました。その通りであります。それが最も顯著に今出ておりますのは、例のいわゆる神風タクシーであるのであります。御承知

のようにより一日全旅客は大会を開きまして、この問題についていろいろ決議をば行ひました。政府の方も業者の非をお認めになりまして、従来の交通取締りという面からさらに本質的な給与の面にまで、そのメスをば入れられておるのでございます。ここで奇怪にたえないのは、日々雇ひ入れて、そして常時使用しておる、いわゆる運転者協会なるもの、人入れ稼業と申しますか、こういうものが存在してございまして、これに對しましては東京都の基準局は嚴重に警告を發しておるのであります。が、一体基準局は今までこういう事態が存在しておるにもかかわらず、なぜこれを摘発するなり、あるいはやめさせるなり、適當なる措置をばおとりにならなかつたのであるか、世間が相當やかましくなつてからあつててこ

ういうような措置をおとりになるということは、基準法の「一日雇ひ入れられる者」といふあの解釈が臨時工、社外工などと関連して非常に問題になつておりますときに、私ははなはだ遺憾にたえない事態であると思ふのであります。が、これに對する労働大臣の御所見をばお伺ひしたいと思ふのであります。

○石田国務大臣 実はこういうことが問題になる前に、私は今のタクシー業の労働条件というものは非常に不思議であり、奇怪にたえなかつたのであります。従つて基準局長に對してその研究方を命じておりました。基準局の方でそれに従つた処置をとつておたわけでありまして、法律上ですと今の雇用条件というものは形式的には合つておる面もあるし、また改善された点も、たとえば労働時間等の面におきま

しては改善された面もいろいろございしましたが、今まで不十分でありました。私は基準局長にはたしか昨年の九月か十月ごろに、このタクシー業の労働条件はおかしいではないかといふことを注意を喚起して、その後処置をとつてだんだんに改善してきておつたのであります。が、御指摘のようにこれがこつちう大きな問題になつてしまひました。

それからもう一つは職安法違反の問題であります。これは私は、実はそういうものがあつたことを新聞記事で承知しただけでありまして、これは非常につきましては実は就任早々から非常に不思議に思つて、また改善すべきものがあると思つて注意を促し、適切に、あと限りの処置はとつて参つた次第であります。その経過は、基準局長が参りましたから後刻申し上げます。

○赤松委員 警視庁の調査によりますと、三十三年の二月調べでは、自動車事故数は一万五千九百七十七件、そのうちタクシーは五千三十三件、三一・六%の数字を示しておるわけでございます。警視庁交通部のこの事故の結論は、労働条件が不適正であるといふことを指摘しておりまして、十分に休養を与え、最良の身心状態で運転をば行い得るやうな条件を作ることが大事である、こつちう言つております。

そこで今どういふやうな状態になつておるかとお申しますならば、現在労働時間の問題はあとで御質問申し上げるといたしまして、給与の問題につきましては御承知のように非常に基本給が、たとえば一例でありますけれど

は、労働条件が不適正であるといふことを指摘しておりまして、十分に休養を与え、最良の身心状態で運転をば行い得るやうな条件を作ることが大事である、こつちう言つております。

そこで今どういふやうな状態になつておるかとお申しますならば、現在労働時間の問題はあとで御質問申し上げるといたしまして、給与の問題につきましては御承知のように非常に基本給が、たとえば一例でありますけれど

も、これは全旅客労連の調査ですが、三十三年の一月の事例です。基本給が三千円、無事故手当が千円、皆勤手当が千円、家族手当が千円、能率給が三千円、歩合給が二万二千五百二十三元、こういうことになっております。

て、そのほとんどは歩合給になっておるわけでありませう。基本給は三千円。これは労働大臣が昨年以來、最低賃金に關する業者間協定というものを、これを行政指導されて参りました。私もむろんこれには賛成しておりますけれども、おそらく労働大臣のお考えは、こういうような極度に低い労働条件の存在するところに対しては業者間協定を奨励している、そして事態の改善をはかっているといふことがあなたのねらいではなかつたかと思つてあります。それで業者が運輸大臣に呼ばれて出しました意見によりますと、賃金体系については現在四千円程度の固定給であるが、これを一万二千円くらいにふやしていきたい、こういうことを言つております。大体三千円か四千円程度という基本給につきましては、業者も旅客労連もこれは認めておるわけでありませう。従つてこれが不合理であるといふことは、もう議論の余地はありません。これをば一万二千円程度に高めていきたい、こういうわけなんです。あなたは今の民間の給与ベースあるいは官公庁の給与ベース、そういう全体の給与ベースから比較いたしまして、三千円、四千円というものは極端としても、今業者代表が運輸大臣に出しました一万八千円くらいな最低賃金保障制度を作りたいといふ考え方に對しましては、妥当であると考えられておるかどうか。

受当でないとするならば、これに對してしかるべき最低賃金を作るような行政指導なり勧告なりを行つ用意があるかどうか、こういう点を聞いておきたいと思ひます。

○石田國務大臣 三千円、四千円の固定給でやられて、歩合給に重点を置かれてゐるという状態は非常に不合理だと思つております。先ほども申しましたように、昨年九月末ごろから注意を喚起するように基準局長に命じておいたわけでありませう。その後基準局においては研究や、いろいろな処置をとつて参りました。それはあとで基準局長から御説明をいたします。

それから今出されてゐる問題については、その収入の絶対額の問題でなく、結局給与体系の問題だろうと思つて、その一万何千円かという提出されたものだけをとりえて、他の給与の金額の絶対額と比較して議論をするというわけにいかないだらうと思ひます。歩合給その他も入るでしよから。それに就いて私が、適切であるか適切でないかといふことを今直ちに申し上げる段階ではございませぬけれども、給与体系といつたしましては、でき得る限り固定給を多くして、少くとも病氣その他生活が保障されるというところが望ましいと私は考へておる次第であります。なお基準局長から補足説明いたします。

○堀政府委員 タクシーの問題につきましては、御指摘のような事実があるのはまことに遺憾でございまして、労働基準局といたしましては関係の運輸省、警視庁その他の各省と連絡をとりまして、この問題の是正に當つてきた

ところをございませう。まず第一に労働基準法の法律の面につきましては、これはタクシーの運転手につきましては、最近まではその業務の特殊性にかんがみまして、基準法の基本労働時間を八時間にせず十時間にするという特例が認められておつたわけでありませうが、これは受当でないといふことで基準法の施行規則を改正いたしまして、基本労働時間は八時間ということにいたしましたわけでありませう。八時間をもとにいたしましたから、一昼夜交代勤務が認められておりますので、その変形は認められますけれども、基本はとにかく八時間にする。従来のような十時間というのは受当でないといふことで改めたわけをございませう。これに基づいて労働時間の指導をいたしますと同時に、睡眠施設等につきまして、法律違反の面につきましては厳重監督を実施してきただころでございませう。ただ問題は、たゞいまお話のように賃金体系が問題でございまして、御指摘のように歩合給の割合が非常に大きい、固定給的な要素が非常に少いという点が、やはりこのタクシーの現在市民に迷惑をかけるような運転の一つの原因になつておるのではないかと、工合に考へます。そこでこの点につきましては、実は労働基準法違反の問題でございませぬ。しかしながらわれわれといたしましては、やはり賃金の中で生活を保障するような固定給的要素が大きいことは望ましいところであり、特にタクシーのような変則な従業員をいたしますものについては、これが保障されませんと、結局その歩合的な賃金をよけい取らうといふことで無理な運転をするといふことになると思ひます。

て、運輸省、警視庁と連絡をとりましてこの歩合給的要素をなるべく少くし、固定給的要素をなるべく多くするといふ方向の指導に努めていつてゐるところでございませう。最近具体的に運輸省でもこれに基づいて運輸省の監督権限を行使するに當りました。この賃金体系が合理的であるかないかといふ点も判断に入れました指導をする、このようになつておるわけでありませう。われわれとしては運輸省と密接な連絡をとりまして、この賃金体系の合理化、是正に努力したいと思ひます。

○赤松委員 そんなものは運輸省にまかしたつて給与の問題は解決できません。給与の問題は労働大臣にお尋ねします。基準局長には給与の問題ではないかと労働時間の問題をお尋ねしますから、給与の問題は労働大臣にまかして下さい、あなたは答弁は要りませんか。

それで時間の問題ですが、変則八時間制を実施しているといふことです。実際は、われわれの調査によれば、十六時間制をとつておるものが二名、十七時間が六名、十八時間が八名、十九時間が七名、二十時間が十四名、二十一名が四名、二十二時間が四名、二十三時間が二名、最高二十四時間が五名、こういうような労働時間で、事実上あなたたちがきめたのは有名無実に終つておるといふ事実があるわけなんです。こういう点についてのいろいろ取組むといふものは、現在基準法施行の過程におきまして、全国的にいへばなかなか違反件数も多いし、人も足らぬ。私は全部あなたの責任だなんといふことは言ひませぬ。しかしながら

少くとも労働時間の面からも、これがもし変則八時間制に無理があるとするならば、やはりこの変則八時間制そのものにメスを加えて、そしてやり得る合理的なものを作り上げていくことの努力は必要だと思ひます。こういう点については、業者の意見でなく、全旅客労連なども呼んでいただいて、十分に実情を調べて善処していただきたいといふことをあなたに望んでおきます。

労働大臣には、現にあなたが昨年四月からずっと最低賃金制の業者間協定の行政指導をおやりになつておるが、ことに極度に給与体系の悪いこのタクシー業界に對して、そういう業者間協定の行政指導を行つ意思があるのか、いや、今自主的にいい給与体系を作らうとして彼らは努力しておるから、しばらく見るとおつしやるのかどうか。ところが現に業者代表は運輸大臣に呼ばれて、今申し上げましたように、一万八千円の最低保証制度をば作ると言つておるのです。民間給与の平均ベースは幾らになつておりますか。

○堀政府委員 民間平均賃金ベースは、現在の毎月勤労統計等によりまして、約一万九千円ないし二万円でございます。

○赤松委員 そうだといひますならば、あの過酷な、しかも変則的な労働時間の中で、極度に神経をすり減らして働いておるこの労働者が、最低保障額として一万八千円といふものを業者は出しておるといふことは、民間の給与ベースより著しく下回るものである、不当であると言はざるを得ないんです。そこで私は労働大臣にお尋ねし

たいのですけれども、元来これは運輸大臣が給与体系を出すべき性質のものじゃないと私は思うんです。運輸省やあるいは警視庁というものは、交通の取締りの面から、たとえば台数の許可であるとか、その他免許の問題であるとか、そういうものを取り扱うべきものであって、本来これらの給与問題というものは、労働委員会なりあるいは労働省が行政指導をやっておくところの最低賃金制——それが最低賃金制といえるかどうかはわかりませんが、業者間協定をやれ、そうして合理的な最低賃金をきめろということに指導されておるのですから、なぜタクシー業界に對してその指導をおやりにならぬか、これほど世間が問題にし、問題は単に交通取締りの問題ではなくて、給与の面にあるのだ、労働時間の面にあるのだ、労働条件にその原因があるのだというところは世間周知の事実なんです。政府もこれを認めておる。だから給与体系に對して改善を加えるということ、運輸大臣は勧告しておるじゃないですか。この点について、あなたは行政指導を昨年からおやりになっておるのだから、まづ先に合理的な業者間協定をば作れという、そういう勧告なりあるいは指導なりを労働大臣はなぜおやりにならないか、またこれからおやりになるかどうかという点を聞いておきたいと私は思うんです。これはむしろこの労働協約法案にも関係しておりますし、現にこの委員会でも審議しております最低賃金のあの四つの方式の第一点の問題にも非常に大きな関係がございますから、この際一つ明確にお答えを願いたいと思うんです。労働大臣は相当思い切った行政をやるので

すから、いやおれは知らない、運輸大臣にまかしておくといいたって、中村さんよこの委員会におった人なんだ。しかしあの人には給与体系についてはあまり専門家じゃないのです。だから専門家でであり、同時にそういうような行政指導をやらなければならぬ労働大臣みずからが、そのイニシアチブをおとりになるということとは当然なことじゃありませんか。

○石田國務大臣 先ほどから申し上げております通り、私はその責任を感じ、現状にはなだしく不満を持っておりまして、昨年来この問題に對しての研究を命じ、また労働省から運輸省に對して——運輸省が直接監督者でありますから、運輸省に對しまして、給与の問題、労働時間の問題を含めた改善方を要望して参つたようなわけでありまして、今内閣に交通事故防止対策協議会というのがあります、その協議会の中の自動車部会で、私の方からも人が出ておりまして、給与の問題をもちろんだら対応策を今やっておるわけでありまして、事実問題といたしまして今出ております状態が一種の業者間協定の形になると思ひますが、またそうしていくべきものであると思つております。ただその額の認定、他の一般給与ベースとの比較は、その場合の固定給だけと他の一般給与ベースとを比べるべきものでなくて、それに付加されるいろいろなもの、歩合給なりその他のものを加えたものと比較すべきものであつて、それについて、現在新聞紙で報ぜられておるものについて、それが適切であるか適切でないかということとをここでまだ言う段階ではないと思ひます。しかし、いずれにしろ、

問題の重点が労働条件にあるというところは御指摘の通りであり、私は就任して間もなく、ただたび申し上げた通り、注意を喚起し、適切な処置を求めてきておつたのでありまして、運輸省が動き出したのも、私の方からこゝろ新聞紙上に問題になる前から動き出してきておりました、そういういわゆる行政指導をやつて参つたつもりであります。それから、こういう話し合ひができますならば、それを全部に適用するようない行政指導をしていかなければ効果が上りませんから、全部に適用されるようない行政指導はやつていくつもりであります。

○赤松委員 ちよつと希望しておきませんが、この給与体系は、どこまであれしたつて、問題は出来高払いになつておるのですから、これについての根本的な検討が必要だと思ひます。変則八時間の問題もそうなんです。この労働時間の問題と給与体系の問題について、なお労働者側の意見も十分お聞きになりまして、近い機会に本委員会に對して労働省の方針を示していただきたい。

そこで私は労働協約法案に戻りますが、たとえば公労法の解釈、これは明らかに私どもと労働大臣との間には食い違ひがあります。そして、その解釈は、最終的に裁判所が決定すべきだといふことは、しばしば労働大臣もおっしゃり、われわれも言つてきたわけなんです。ところで行政解釈が擴張されました、そしてその擴張された行政解釈がどんどんこの目的に規定しておりますようなPR活動が行われておるといふことになりました、労働運動に對する著しい侵害になると思ひます。こういう

点はたくさん問題がございます。なお先ほど申し上げましたように、この行政解釈の擴張解釈だけの問題ではなくて、その目的の一つ一つにつきまして、滝井君が先般の委員会でも言いました協議会が果しました役割は、労働大臣御承知だと思ひますけれども、あの時分は、労働争議の調停にやつていきまして、まあPRの活動はあまりやらなかつたですけれども、当時工場監督官あるいは小作争議の監督官、それから協議会というようない調停機関がありまして、これがよくやつてきて問題を処理したものです。ところが、これは一応民間の機関であるからあれなんだが、今度の場合は、政府が公然と予算を出して、そしてPR活動をやるということになると、問題は非常に重大になつてくるということ、この前滝井委員が指摘しておりましたが、私もさうだと思ひます。実は先般総評の組織あるいは全労会議の下部組織の諸君にも會つていろいろ聞いてみたのですが、この問題については、非常な関心と非常な不安を持っております。目的をもう少し明確に——法文の中で明確にしろといふことは困難と思ひますけれども、協会自身の行き過ぎがないように、労働大臣が監督権を發動しなくともいいように、いろいろな場合を想定しまして、一つ一つの場合をずつと聞いていきたいと思ひますのでありますけれども、そういう点について、どうですか、これから労働省の方へ一つ一つあの協議会がやつた当時のこと、それから最近いろいろ問題になつておるところ、そういうものをずつと一つ一つ取り上げて御質問をしたいと思ひます。さういふけれども、きょうは適當で

○石田國務大臣 これは滝井委員の御質問にお答えしたことはなだしく重複するのですが、明確にしておきたいことは、協議会とは、全然とは申しませんが、本質的に違ふ幾つかのものを含んでおるわけでありまして。一つはでき上りの、この会が持つておる資金の作り方でありまして。協議会は御承知のように、たしか当時六百万円だつたと思ひますが、全額当時の財界の繰出に待つたものであります。従つてその労働問題に對する立場は、もつぱら使用者側の立場に立たざるを得ず、立つておつたと思ひます。それを避けるために政府が出資するといふのが第一点であります。第二点は、協議会の果しておりました争議の調停という役割は、今日中労委なり公労委がやるのでありますから、その必要がありません。従つてさういふことはさせるつもりもないし、する意思もない。それから問題は、この労働協約の中立性はいかにして保つか、これも田中委員の御質問に明確にお答えしておいたのであります。私どもは労働法の解釈の統一をやりました。これは行政機関が法を執行する場合に、その法解釈の統一をしておくことは当然のことです、不統一に法を執行されれば、相手方がはなだしく迷惑するのでありますから、統一することが必要であると思つて、当然のことをやつたと思つておりますが、その解釈が擴張解釈であるか、行き過ぎであるか、間違ひであるか、それは結局それを最終的にきめるものはやはり裁判所だと思ひます。しかし将来、労働省がやりました法解釈あるいは労働問題に對する見解

と本協会の見解とが違つた場合どうするかという御質問が田中君からありました。私はそれにはつきり答えておきました。それは、それもやむを得ない、私は、そういう場合においても、こういふ場合を含んで労働協会の業務ということに政府は干渉すべきものでないと思つておられますし、法文上もそういう処置をとつておられます。しかしながらこれは国家の金を使うのでありますから、財政上の監督はしなければなりません。財政上の監督だけはいたしますけれども、業務についての監督はしない。それから中立性を保たせようとするには、会長の人選については、私は良心にかけて決してへんばな人事をやる意思はありません。最初そういう出発をいたしておけば、あとはそれによつて協会の性格というものがおのずからできてくるわけでありまして、そういうものによつて独立した人格としての協会の動き方というものを期待していきたい、こう考へておるわけでありまして。

○岡本委員 議事の進め方について私は一言委員長に希望を申し上げておきます。労働関係については非常に重要な法案がたくさん出ております。それにもかかわらず、手先の委員の諸君の出席がきわめてよりよりであるのは、私は残念に思ふ。野党の私たちがほとんど全員に近い形で出席しておるのに、与党の諸君の出席がきわめて少ないのであります。そのために定員が欠いておるのであります。従つて定員が満つるまで暫時休憩されんことを要求いたします。

○森山委員長 ちよつと速記をやめて下さい。
〔速記中止〕

○森山委員長 それでは速記を始めて下さい。井堀委員。

○井堀委員 日本労働協会法案の提案の趣旨説明と本案の逐条のそれぞれの質疑応答を比較いたしましたして、どうしても納得、理解のできない事柄がございますので、明らかにしたいと思ふのでございます。

この法案を立案したのが労働省当局であることは間違いないと思ひますが、元来こういう法案を労働省の任務において行ふという事について、私は非常な疑義を持つものであります。たとへばこの協会の目的とするところは、条文によりますと、第一条で、「日本労働協会は、労働問題について研究を行ふとともに、広く労働者及び使用者並びに国民一般の労働問題に関する理解と良識をつちかうことを目的とする。」と、きわめて明確になつておるものであります。この目的をいたすところは労働省の任務の範囲を逸脱するものであると私は理解しておるのであります。したが、これに対する労働大臣の所見を伺つておきたいと思ひます。

○石田国務大臣 労働省設置法の中の労働局の分に属する条項の中に、この協会のやる仕事もまた労働省のやる任務と規定してあるはずであります。それは設置法第七条の四項、「労働組合及び労働関係の調整に関する啓蒙、宣伝を行ふこと。」といふことでもあります。

○井堀委員 労働省設置法の第三条に任務が規定してあります。むしろ三条の一項をさす方が明確だと思ひます。その一項によれば、「労働組合に関する事務、労働関係の調整及び労働に関する啓蒙、宣伝」と規定してあるわけ

ですが、この「啓蒙、宣伝」をさすのであろうと思ふのであります。これは言ひまでもなく、先ほど御答弁になりましたように、もつと狭い意味に理解しておるようでありまして、労働関係の調整と啓蒙宣伝との任務の關係においてこの問題を発案したということになるようでありまして、これは間違ひありませんか。もう一べん確認しておきたいと思ひます。

○石田国務大臣 そうであります。

○井堀委員 きわめて明確になつたと思ひます。ところがこの法案の第一条では、労働者及び使用者並びに一般の者をさしておるわけでございます。一体労働者が労働関係の調整を行ふといふことは、言ひまでもなく労働省にはそれぞれの任務権限が法律によつて規定されておるのであります。その中で多少これと関連をもつて考えられると思ふ節は、今御答弁ありました第三条の一項の「労働に関する啓蒙、宣伝」といふことに準拠する以外にないと思ふのです。ところがこの目的を裏づけるように、それぞれの内容の規定その他の——あとで逐条的にお尋ねすることによつてきわめて明確になつてくると思ふのであります。そのことをお尋ねするまでもなく、この第一条でいつております労働者の啓蒙宣伝を行ふといふことについて、労働省の職務権限の限界といふものがあるはずであります。それはこの法律のいう啓蒙宣伝の範囲を理解する上に大事だと思ひます。この啓蒙宣伝の限界について、どの法律がそういうことを指示しているか、また労働者の職務権限の中において啓蒙宣伝の限界といふものは必ずあるはずだと思ふのであります。その

限界について明確にお答えいただきました。

○石田国務大臣 啓蒙宣伝の限界と申しますと、一つの抽象論でもあり、具體的な問題ともなるかもしれませんが、私は労働省が行う労働問題の啓蒙宣伝の限界といふのは、やはり公益性の維持と中立性の確保だ、こう考へております。

○井堀委員 きわめてはく然たる御答弁です。そういうふうにお答えいただかなくて、もつと明確にお答えいただけたらと思つたのであります。労働三法の任務は規定されております。また労働省設置法第一条によつてきわめて明確になつております。これは言ひまでもなく、労働者の福祉と労働者のための職業の確保に関する問題が労働省の重要な任務であつて、それを補強するために種々なる規定が行われておるのであります。中心は労働者の福祉と職業の確保にならねばならぬことは疑ひの余地がないと思ふのであります。この限界の中に立つて、教育、宣伝、啓蒙といふようなものは、きわめて狭い範囲内にしか労働省の活動はあり得ないのではないかと。たまたま終戦後の日本の客観的な諸条件からいつて、労働者自身の自主的な力による労働者の地位向上のため、ことに社会的地位を引き上げるための教育活動がはなはだしく脆弱であつたので、政府が手伝いをするといふ意味における労働省の教育活動が相当高く評価された時代があるのであります。しかしその後非常なスピードをもつて日本の労働運動も成長を遂げておることは、あまりにも明瞭であります。従つて労働省

の教育に関する任務というものがおのずから限界が狭まつてきたことは明らかだと思ふのであります。またよい意味でこれを理解すれば、従来労働省が担当しておりました仕事を民間に移行しようとする善意の現われは私は認めるのであります。しかしその善意の現われをどういふ工合にするかといふことについては、よほど慎重でなければならぬのであります。ここに提案しております労働協会なるものによつて、その仕事を肩がわりせしめようとする考え方の一つについては正しさもあるし必要性も認める。しかし労働省がこれを立案するといふことについて問題が一つある。しかしその立案は善意に理解するといひましたけれども、その結果である法案の内容が非常に重要になりましたので、私の知る範囲においては労働省の職務権限、任務の中においてはこれは少々行き過ぎた内容であると私自身は理解しておるのであります。そういう意味で私の疑ひを明確にいたしたいとかなり努力いたしまして、全文について検討を加えてみたのであります。しかしここで問題になります点は——きよらはとつてい時間がありまけんから多くは述べられませんけれども、問題点をここに指摘して、御検討いただいて、次会にまた十分うんちくを傾けた大臣の方針を伺いたいと思つております。そこでここに提起いたしておきたいことは、これは私の考えではなくて、労働省設置法並びに労働関係法規のいずれをとつてみましても、労働者の自主的な力、特に資本主義の現社会制度のもとにあつては、個々の労働者

と雇い主との間においては対等の力は認めがたい。そこで労働者の団結権が問題になり、団体行動権が保護規定として労働立法の中に強く要請されてきていることは今さら言うまでもないのであります。その労働者の自主的活動、その力を育成し、その社会性を育成していくためには労働者自身の自主的な力、すなわち組織的な方法によつて、言いかえれば民主的な手段と方法によつて労働運動の公的品格を引き上げていくことを期待しておるわけであります。これをもし他からその限界を越えて引っぱったり、押しつけたりするよりなことがありますならば、これは労働省全体の労働行政の方向を誤まり、非常におそろるべき傾向になると私は思うのであります。これは短時間に論議してすぐに結論が出るものではないと思います。条文の一つ一つについてお伺いしていけば、だんだんと明らかになつていくと思うのであります、この点についてはもっと検討をいただく必要があると思うのであります。

それから次に問題になりますのは、こういう法案を論議いたしますのに一つの具体的な事例を私はここに持ち合わせております。このことを一つ検討していただくことによつて、だんだん明確になつてくると思うのであります。その一つは、労働省の任務としてきわめて重大な事例で、実行に移し得ないもので、すでになされた労務に対する賃金の支払い、すなわち労働者の生存権を守る唯一の方法である賃金の債権の保護が今日完全に行われていない。これはいろんな事情があることは私もよく承知しておるのでありますが、こういうふうに労働の保護としてぜひ万

全を期さなければならぬものについても手が届かない。それから労働保護に關する災害の問題などを見ましても、かなり多くの災害が出て、死亡率は依然として高い水準を統計の上で示しているのでありまして、こういう問題等を一々あげていきますと、労働省のやる仕事はあまりにも多過ぎて、いれども手が回らないという実情にあるとすべきでありますから、こういう意味から、できるだけ教育といったような仕事はぜひ他に回そうというお考えについては私は賛成なんです。しかしそれは目的と手段をばき違えてはならないことは、この法案の中で私は指摘しておきたいと思うのであります。この問題につきましては、あと少し時間がありますから逐次お尋ねしていきますが、こういうような観点からお尋ねをしようと思うのでありますから、あらかじめこの法案と労働省の各関係法規との關係において、矛盾がないならば、そのことを明らかにしてほしいと思うのであります。

そこできょうは、これもやはり労働保護の最たるものの一例であります。これはかつて予算委員会その他の委員会におきまして政府の所見をただだし、また政府の積極的な保護活動を期待して参りました日米安保条約に基きます行政協定の十二条の二項と五項の關係において問題がございます。しかもそれは国民の、特に労働者に対する保護といたしましては、非常に重大な事柄でございますが、その保護の上になにいろいろな不都合が生じておるのであります、この事実についてただしいきたいと思っております。

まず今松総務長官がそういう問題を処理される政府の当面の責任者だと

いうことを政府は明らかにいたしておられますから、今松長官にお尋ねをいたしたい。日米行政協定の十二条の二項と五項のこの二つの関係において、条文は簡単なことなのですが、たとえば五項において、労働者の保護及び労働者の権利は日本国の法令に定めるところによるといふことがきわめて明確でありまして、この関係をどのように今松長官が理解しておるか、それから三項はあなたのお仕事でありますから御存じだと思いますが、米軍が現地すなわち日本国において、労働調達について日本経済に不利な影響を及ぼすおそれのある場合においては、日本国との調整または当局を通じて援助を求めるという、すなわち役務調達についての規定であります。この規定が今米軍によって破られようとしておる、こういう事実が今現存いたしておる、こういふ事実が解決をたびたてておられますので、この問題の解決があつたたゞ労働組合からも政府に要請があつたやうであります、一体その後どういふ工合にこの問題を処理なさつておられますか、現状について一つ具体的に答弁を伺つてみたいと思ひます。

○上村政府委員　行政協定に關係いたしましたて、現在問題になつております駐留軍勞務者の特需の切りかえの問題であらうと思いますが、まず第一にこの行政協定の解釈につきましては外務省が所管しておりますて、一応外務省の解釈といたしましては、第十二条第二項の「日本国の經濟に不利な影響を及ぼす虞」があるものとはという条項を、稀少物資の關係すなわち日本におきまして非常に少い物資を調達するといふような問題をおもに規定をしておるのであるという解釈をとられておる

ようでございます。しかしながら私もといたしましては、米軍の仕事があるにかかわらず、労働者を解雇いたしましたて特需に切りかえるということにつきましては、昨年以來大量の解雇が行われました際でありまして、非常に大きな離職の問題が起り、困難な問題が起っております際に、さらに今回のような形で相当な数の離職者を出すことは社会問題としまして非常に遺憾だと思いますし、従いまして調達庁といたしましては、米軍司令部に対して折衝を続けて参っております。今日に至るまで合同委員会を通じても申し入れをいたしましたが、いまだに解

決に至っていないことはきわめて遺憾とするところでございます。こちら側の要望といたしましては、先ほども申し上げましたように、特需に切りかえろというのをやめてもらいたい、またさしあたりそういう問題が起つております基地につきましては延期をしてもらいたいということを申し入れをいたしております。これに対して米國側といたしましては、米軍全体がそういう切りかえの方針をとるといふこととは、しかしながら各基地におきまして、予算の不足または米國軍人の監督者の不足、軍人の引き揚げに伴いまして監督者が少くなるというような理由からいたしまして、特需に切りかえざるを得ないのだという答えをいたしております。しかし私どももいたしましては、さらに先月の末にキャラウェイ參謀長あてに申し入れを行いました、予算の不足ということは能率の向上その他でもカバーできるのではないか、あるいは監督者の不足というものは勞務者の責任を嚴重にすることに

よつて解決がつくのではないか、あるいは勞務者による企業団体に引き受けさせることができるのではないかというよりなことを申しまして、再考慮を促しておるのであります。今月に入りまして米軍は、司令部に陸海空三軍の關係当局を招集して連日會議をしておるようでございますが、私どもの方にもだその後の正式回答はいたしてくれておりません。しかし各基地ごとに具體的の事案について延期をいたしましたり、あるいは離職者の人員を減らしたりしていることは現実にはあるようでございます。現在のところそういう状況でございます。

○井堀委員　今お聞きのように、調達庁長官からの報告によりますと、調達庁としてはあと何限りの努力をしたという意味の御答弁だと受け取るのでありますが、しかし調達庁長官の努力の限界はもう来ておるように思ふのです。そうすると、言うまでもなく十二条第五項の精神によりまして、日本国の労働保護によつてこの侵されておる労働者の利益、あるいは侵害されておる権利などについて、労働省としてはほとんど積極的な処置に出なければならぬ事態にあると思うのでありますが、これに對して労働大臣はいかなる処置をおとりにならうとするか、明確にお答え願ひたいと思います。

○石田國務大臣　御指摘の通り、問題はやはり政府全体として取り上げなければならぬ問題だと思つておりますので、これを特需等対策協議会の主管者である内閣の方へ移しまして、総務長官の手を通じて努力をやっていただいております段階でございます。それで問題が解決されない場合には、さらに政府

全体としての立場から処理をしなければならぬと思つておるわけでございますが、今総務長官の方で努力をしておる段階であります。それからもう一つは、現在行われております特備切りかえのあとに生じてくる職安法違反の疑いがある問題について、まだいま検討を命じておりますが、しかしこれは実際の事態が出て参らないと明確につかめないという点もありません。出てきておることもありませんので、そういう研究も命じておるわけでありませう。

○井堀委員 あなたはたびたび同一の趣旨の御答弁をなさつておいでになります。古くは二月の二十日の参議院の社務においても同様の答弁をされて、それ以来問題はだんだん深刻になってきておる。労働者の権利はいたずらにじゅうりんされて、しかも相手は軍という、かつては占領軍という支配的な強力な立場をとる雇主であります。駐留軍労働者並びに特備労働というものは、単なる労使関係の問題として見送るわけにはいかない事柄だと思つて、従つて政府は去る予算委員会でも、補正予算の中で、額はまことに乏しくお話になりませんが、考え方としては特別の保護を必要とするので、特別手当のごとき誠意の片りんが現われてきておるといふことは、私は非常にけっこうなことだと思つておるわけですが、そういう処置を政府自身がとらなければならぬほどの問題であります。こういう事態が発生したにもかかわらず、労働省の設置法を見るまでもありません。あなたのお仕事というものは非常に重大だと思つておる。委員会でも質問を

受けると、同じことを繰り返しておるということでは、あなたの任務としては相済みぬと思つておる。ちなみに二月の二十日に、あなたはこれ以上もつと強い決意のほどを参議院の議員の質問に對してお答えになった。その後だんだん悪化しておる。あなたはそういう事実を御存じですか。

○石田国務大臣 私の発言の日にちをいろいろお調べいただいて大へん恐縮に存じます。以降繰り返してその方針に基いて折衝をやつておりました。その後今月の上旬であつたと思つておりますが、一応調達庁の手でやつておりました。あるいは日米合同委員会でもやつておりました。政府の行爲といふものの限界もございましたので、今度は政府としてこれを取り上げなければならぬ一段階であらうということ、総務長官が中心になつてこの問題の処理に當つていただくということに關係省の話し合ひできまして、今その努力を傾注中でありませう。その後別に遊んでおるわけではなく、鋭意努力を重ねておるわけでありませう。相手方の方との交渉の経過は、ただいま上村政府委員から御説明申し上げた通り、なかなか困難であります。困難ではあります。しかし政府は既定の方針に基いて、執拗にその目的達成のための努力を重ねていくつもりであります。

○井堀委員 あなたの言やまことにりつぱである。しかし行政府、実践上の誠意といふものによつてわれわれは評価をしなければならぬ。議会で言ひのがれればよいといふようなものでは相済みぬことは今さら言うまでもない。日本の労働市場は、私があなたに説明するまでもございませう。世界のいずれに比べましても、日本の労働市場は深刻な社会問題を誘発し、そのなす悪な諸条件の中に置かれておる。すなわち需要供給の關係から役務の狀態をいいますならば、一等悪い狀態で、しかも一方は権力者である、そういう人が、従来長い占領下といへども日本政府の援助を受けて役務を調達したものを、独立後對等の立場を許された日本政府と米軍の間で、今度は逆に、日本の業者は穴さへあれば飛び込もうとする、いわゆる飢える者のような狀態の中において、その人たちに多少の利益を提供するという方法で下請をせしめようといふ。現に三月三日には一番大きなキャンプでありませう東京管下の成増、朝霞などの下水工事の入札をすてに納富組にやらしておる。先ほどの調達庁長官の言ひ方で言いますと、交渉中、まだ話のつかぬうちにこういうことだ。これはもし行政協定の解釈に疑義があるといふたし、依然として軍は権利の乱用なのである。依然として軍に要するに支配的な地位である、日本民族を奴隷的に心得てゐる。私は許されざる屈辱の事態だと思ふ。労働大臣がその間、商店の日曜日の休みの狀態を視察されたといふことについて、私は新聞を見て、なかなかいい大臣だとほめておきたい。(笑聲)しかしあなたがさつさつおっしゃつたように、こゝろが深刻な、政府自体が当たらなければならぬ問題があるのに、あなたは現地にないでいふたことがあります。この事実はお知りですか。この問題をどう処理なさいますか。

○石田国務大臣 米軍のこの問題に對しておる態度はちろん不満であります。それからその事実は承知しております。従つてその事実の解決のために執拗に努力を続けていくつもりであります。今当面の交渉は、その直接管掌をいたしております総務長官がこれに當つておられますけれども、われわれもその協力を惜しむものではないと思ふ。その交渉の段階として、關係各省の間で現在、総務長官に一つ政府を代表して先方と話し合つてもらおうじゃないかという申し合せをして、今それをやつていただいております段階であります。相手のあることでございませう。御満足のかい結論はなかなか得られないのであります。しかし、目的及び趣旨は井堀委員の御意見と全く同一でありますので、この上とも目的達成に執拗な、あるいは有効な手段を求めて繰り返して参るつもりであります。

○井堀委員 あなたの答弁はまことに親切で、すきのない御答弁だと思つてお伺いします。これは三月三日に行われておるから既成事実であります。おそれるべきことであります。納富組というのは日本人でありますから、この方の關係をお調べになつたかどうか。

○石田国務大臣 事実をうり事柄が職安法に違反する疑いがあるから調査をするようにといふことは、職安局長に命じてありますが、その結果についてまだ報告は受けておりません。

○百田政府委員 ただいま御指摘のございました米軍の上下水道の維持管理作業の納富組の問題につきましまして、われわれも実はここに切りかえがあると、いふことで調達庁から連絡を受けております。これにつきましては東京都を

通じて調査をいたしたわけでありませう。それで最初の契約におきまして、われわれの見ただけの感じでは、どうも職安法違反の疑いがあるといふことで調査を進めて参つたわけでございますが、米軍側におきましても、そういう点があるといふことで、この請負作業について総合的に職安法違反にならないような請負に切りかえた、そして再入札をした、こゝろが形になつてゐるわけでございます。これにつきましては、単にその契約面だけではなく、實際について調査をいたす必要もございませうので、引き続き東京都をして調査をするように命じてあるわけでありませう。なお最近におきましても、現在われわれの方で情報を得た点について、たとえば青森県、埼玉、東京都、神奈川県、長崎県等についてこゝろした情報が入つた場合には、直ちに調査をさせることにいたしております。最近では米軍側におきましても、職安法の違反の疑いがあるものについては、一つ注意してもらいたい、指摘してもらいたいといふようなこともありまして、われわれの方としては、当然こゝろした職安法違反があつてはならない。ただ政府といたしましては、こゝろが切りかえが合法的であればよろしいといふものではなくて、調達庁を中心としたしまして、こゝろが切りかえ自体が不適当だといふことで交渉しておる段階でございます。われわれはこれを是認する立場ではございませうけれども、すでに切りかえがあつた分につきましても、こゝろが職安法違反につきましても、徹底的に調査したいと考えております。

点については、私は労働省にとつてはなかなか重い責任だと思ふのであります。うつかりしておりますと、この次にまた私は小言を言わなければならぬやうな小言で済むなら何でもありませんが、私がやかましくこのことを言うことは、この法案とも非常に重大な関係のあることであります。日本の労働行政というものは今日国際的な視野において非常に重大視されてきていると思ふのです。日本経済の復興のかぎが輸出貿易の振興にあるということはあまりにも明確であります。この問題は、やはり日本の労働行政のあり方、荒座しておる日本の労働市場に対するなるべく早い機会における正常な姿への努力といふものが、これは政府だけではありません、すべての国民が力を入れなければならぬ問題であるわけであります。こういうときに、アメリカのようには余つてゐる国で、しかも占領下においてやりたいほうだいのことをやつて、屈辱的な条約と言われております安保条約、それを補強するところの行政協定の条文までを相手方の都合のいいように解釈をして押しつけるに至つては、独立国の面目がない。私はこういう具体的な事実についてこそ日本の労働行政といふものの強い性格と国際的な対等の地位といふものは主張できる、日本民族に与えられた屈強の主張の立場であると思ふのであります。こういう問題について、私は労働省の責任というものは重大だと思ふのです。そういう意味で、こういう問題については一日もなおざりにしてはならぬことを痛感いたしますから、もちろんこれは政府だけでなくわれわれも力を入れてやらなければならぬ問題だ

る実践的効果をどう認めていくかというところが価値判断の中心になることは言うまでもない。従ってこういう生きざまも具体的な事実について日本政府は、また日本の労働団体は、また日本の使用者は、また一般の国民はどういうふうになすべきであるかということは、具体的にこういう事実を研究課題として取り上げてこそ、この団体の面目が発揮できるのです。委員長は議題外のことを言っておるように言われるが、非常に重要な、核心に触れた質問をしているのです。こういう点は私も注意してやりますが、委員長も一つわれわれが本法案の核心に触れて審議できるように御指導をいただきたいと思っております。

そこで九月十八日に日米合同委員会がこの問題に先がけて——これは前にも問題になりました労働大臣から御答弁もいただいておりますが、なお記憶を呼び起していただきたいと思ひますのは、今の直接雇用の問題を間接に切りかえよう、特需に置きかえようとする政策は、日本に下地がある。それは特需労働で味をしめておる。それで毎回国会においても、与野党とも特需労働等の労働問題に対する特別委員会を設置して、議会で、また政府もこれと同じような委員会を設けて、鋭意その処置に當つてきたことは明らかな事実であります。その問題の中の一事実でありますが、日本の労働慣行に従つて、解雇するときには、ただ予告を三十日間の期間を設ければいいという条文の解釈については、日本の労働慣行は予告手当を出すことが一つの慣行になつておるといふことで、合同委員会でもこれを取り上げて採択されて、関

日本労働協会法案の質疑を続行いたします。井堀君。

○井堀委員 労働協会法の提案理由の説明で、労働大臣はこの協会の目的について次のように述べられております。「わが国の労働運動は、飛躍的な発展をいたし、労使関係も次第に改善されて参つたのでありますが、なお一部には労働組合運動を頭から否定してかかる使用者もあり、またその反面、労働組合側の行き過ぎた行為もなしとしないのであります。」この前提で国民一般に労働問題に対する理解の足りない面を指摘されておるようであり、私もこの点については一応そうであると思つておりますが、この問題を解決するのに労働協会の設立して、その力に待とうとするように受け取れるのであります。その通りであるかどうか、またそれについて労働大臣の現実に対する見方と、その対策としての協会の目的なり、その機能なり、この点についてまだ言及が他にはなされておられませんし、法案の中においても説明になるべき条項というものが欠けておるかに思われますので、この点についてまず所見を伺つておきたいと思ひます。

○石田国務大臣 ただいま御指摘いただきました目的を達成するため、本協会だけで十分だとは考えていないのであります。やはり労働組合が自主的に行われる労働問題に対する啓蒙活動も、それからジャーナリズムその他が個々の問題に就いてなされる活動も相俟つて、健全な労働問題に対する認識を深め、広めていきたいと思います。研究等が、それに必要な資料、研究等を提供

することも、本協会の任務と考えているわけであります。

○井堀委員 この協会が、そういう研究家のために、資料を提供するという任務を強調されておるようであり、その点について私はいかがなものであらうかと思ひます。ここにあなたに指摘されております労働組合運動に対する認識が足りないというの、労働問題を研究するための資料に乏しいという点も、確かにその大きな理由ではあると思つております。しかしもと原因は他にあるのではないかと。労働問題に対する認識を深めるためには、日本の労働問題に關するところの文獻なり、あるいは歴史なり、あるいは現実に展開されております労働問題を整理し、あるいはそれを資料として取りまとめるということも、もちろん重要なことではありますけれども、私はここにあなたが指摘しておいでになります労働運動を頭から否定してかかる使用者というものの中には、私は二つの傾向があるのではないかと思つております。その一つの傾向は、今あなたの

言つては失礼であります。その協会の構想の上からこの法案を通じて見ます場合には、きわめて規模の小さいものしか期待できない。その金額がわずかに十五億の利息に経費を依存してゐる、あるいは他から収入を求めるといふたし、あるいはこの案には寄付行為としての法人としての機能は認められていないのであります。それから、労働問題の協会の利益と、わずかの篤志家によつて協力されるというふうなものであります。以上、そういうふうな今日の労働関係の上に大きくはだかつておる問題を解決するために、何らの働きを私はこの協会に期待することはできないと思ひます。この点に対する一御見解をただしておきたいと思ひます。

○石田国務大臣 それは確かに御指摘の通り、他の要素も大きい要素であります。しかしそれらの要素については別途の政策が必要であります。しかしやはりこの協会の果すべき役割も相当大きいものがあるものと思つております。それから費用は、この前も田中君の御質問にもお答えしておいたのですが、十分だとは思つておられますけれども、初年度はまずこの程度から始めまして、漸次拡大をしていくつもりであります。

○井堀委員 私のお尋ねしようとするところは、もちろん最初から大規模のものでなくとも、将来目が出るものであれば、ごくさいなもので育てていくべきだという点については、全く私が見解を統一するわけであり、今私のお尋ねしておりますのは、この協会が期待しております労働問題の研究のために便宜を供しようという考え

方については、何回も申し上げておる通りであります。そうではなくして、今の日本の労使関係の中で労働組合をすらすら否定しようとする経営者がいかに数多いかということ、それは、露骨に不当労働行為になつて現れたり、あるいは労働組合にむちやな弾圧を加へるといったような極端な事例を取り上げるまでもないと思つております。意識的に無意識的に労働組合を否定しようとする者の中に、その経営者自身、労働者の福祉を増進していく

経営者としての能力を欠くがごとき、言いかえすれば経済ベースを踏みはずしたような経営者がかなり多い。これは中小企業、零細企業に見ることができ。それから表面向きはりつぱな社団法人の構へはしてありますが、経営の内容といたしましては、金融操作その他で非常に入りつぱやかにやっておりますが、実際においては健全な経営体とはなりきれない、いわゆるヤマカン的な経営というものが、大企業と分類される中にも相当あるものであります。こ

ういう中から起つてくる労働組合否認の行為というものは、これはその原因を絶つことなくして問題を解決できないといへばそれだけでありますけれども、ここに私は労働者としては、どうすればいいかということ、むしろこ

ういふ協会を作つて、いかにこの協会がそういう問題に解決を与えるのかのとき印象を与えたり、あるいはそういうところにかムフラージュしようとする危険性が私はあると思つておりますが、労働大臣はこの点についてどうのようになされておられますか。

○石田国務大臣 そういう現象を解決いたしますためには、いろいろの施策

が必要であります。またその原因は、そういうたゞ井堀委員御指摘のよう

な面に相当大きな要素があることも私は同感であります。ただそのいろいろの原因の中でモラルな面をこの協会において解決していく、他の面はまた一般的な経済政策あるいは賃金制度の改訂などというふうな他の施策によつて裏づけをしていかなければなりません。この協会はモラルな面について理解を深めていきたい、そう考えているわけであります。

○井堀委員 労働大臣はモラルといわれるが、とにかく良識や道徳などの改善で解決できる問題でないということ、これはあまりに明確であります。今いう経済政策、非常に困難な日本経済なり日本産業の現態に目をおおるわけにいかぬのでありますから、もちろんそういう問題が、他の産業政策、経済政策、金融や財政政策などの総合的な結果を待たなければこの問題は解決つかぬと言ひ切つてしまへば、私はこれはおのずから別だと思つております。しかしそういう問題の解決を促進するための労働政策は、むしろこの種の協会などを設立することによつてそういう運動を回避する、一つの障害になるということ

を指摘しておかなければならぬと思つております。この点にお気づきになつておるかどうかをお尋ねしたい。今までの御答弁によりますと、そういう点に深い検討が行われていないといふ御答弁にしかとれないと思ひますけれども、これに対する労働大臣の所見を伺ひたい。

○石田国務大臣 私はこの協会の活動が、今井堀さんのおっしゃるような、

別のこういふ状態改善のための動きを阻害するとは考えておりません。

○井堀委員 そこで労働大臣の大きな間違が生ずるのではないかと、私はそう思うのであります。そういうことをここにこそ取り上げたいのは、あなたがこの提案理由の中に大きく扱っておられるのは、労働運動を否定してこようとする経営者に対する備えとしてこの協会を作ろうとしておられるところに非常な間違があるのじゃないかというところを指摘したいのです。もしそういうお考え方であるとするならば、次のことをお尋ねしたいと思ふのであります。それは労働組合を否定しようとする非常な困難な諸条件を背景にして出てきた問題を今取り上げたのであります。しかしこの問題はあなたも繰り返し返して答弁しておられるように、そう簡単に解決のできない大きな深刻な問題であります。少し言い過ぎかもしれませんが、けれども、その問題の解決に対する現在の内閣なり、あるいはその内閣の背景となつておられる保守党の労働政策を、私は最近気をつけて見せてもらつておりますが、この急所に言及することができないのであります。従つてそういうところからこういふ工合に出てきたものではないか、私の考えはそこから類推してきておるのであります。これは私の勉強が足りないためかもしれない。保守党の労働政策はもと内容のあるものが他にあるかもしれない。私の知るところによりますと、この一番大事な、すなわちあくまで経済問題として解決しようとする場合における対策として、保守党にいたしまして、革新政党にいたしまして、

一応現実を認める立場に立つてこの対策を考へるということになりますならば、もつと労働政策の中にはつきりしたものが出てくるのではないかと。たとえば一例をとりますならば、今申し上げるように労働組合を否認することについては、常識としては、また法律を理解しないようになつて、現行法の形からいつて不当労働行為になるし、またさういふことは道義的に見ても許されぬことだということを万々承知してゐる。しかし経営者の立場からいへば、背に腹はかえられぬ、こういふ言い方をするわけですから、すなわち経済的に労働者の要求を受け入れるだけの実力を欠いてゐる。こういふ関係というものをそのままにしておいて労働問題というものを、たとえば労働法の精神にありましますように、産業平和を維持しようとしても困難なんだ。だからこういふ事態に對していかなる解決をなすべきかというところは、日本の労働行政としてはきつめて重要なものかと思ふのです。さういふ重要なものの必要を特に認めておいてゐる。しかしそれがこういふ協会で何とか解決への、あるいはさういふものの処理がこういふものに期待してゐるべきだといふ表現の仕方は非常に危険だとすら考へるからお尋ねしておるのであります。もしさういふ点に對して、そこまでお考えになつたといふことでありますならば、これは何をか言わんやであります。さういふ意味でお尋ねしておるのであります。そこら辺は非常に大事なことでありますから、くだいようであります。さういふ問題に對して、労働大臣は政府としてまた起案者としてどれほどの考

えをいたしておるかということが聞き取つたのです。

○石田國務大臣 経営上のいろいろな問題を労働条件の方にしわ寄せをする傾向、つまりどうにもならないという表現で表わされる傾向というものは、私は二つの型があると思ひます。一つはほんとうに苦しくてどうにもならない場合、第二にはほかの経営条件の改善の努力を怠つて労働条件だけにしわ寄せをしていくこととする、この二通りあると思ひます。前段の問題、ほんとうにどうにもならない場合におきましても、私はむしろさういふ条件の向上というものは、経営自体の中から見ますならば、労働条件にしわ寄せすることなく解決していくべきものだと思ふわけでありまします。しかもよき労働力を得、よき労働管理を行うことは逆に他の悪い要素をも克服して、近代的な経営を確立し得られるという考へ方を私は持つておるわけでありまします。しかしそれ以外に、政府が企業家の安定を確保するための諸施策が必要であることは申すまでもないのであります。しかしそれは労働行政の範囲の問題ではないのであります。それによつては、他の経済政策によつてやつていくことを期待しております。労働政策といつたしましては、さういふ考へ方を持つておる経営者に、むしろ積極的によき労働力を得、よき労働管理を行うことが経営の強化安定にもなるのだといふことを教育する必要がある。それから逆に経営者の責任は、ただ経営を維持するといふことだけでなく、やはり自分のところで働いておる人々の生活の安定をはかることにもあるんだといふこともよく徹底させる必要がある。

従つてさういふ御指摘のようなことを解決するのに、他のいろいろな方法も必要でございましょう。しかしその中のモラルの問題は——モラルというのは道徳という意味ではございませう。それだけでなく精神的な問題一般を含めた分野をこの協会が担当してゐる、さういふわけでありまします。ほかのことを否定しておるわけではないし、ほかのこともやるつもりであります。が、またやらなければならぬことでございまして、そのうちの一つの分野をこの協会が分担をするということでありまします。

○井堀委員 非常にくだいようでございましてけれども、非常に大事な点で、今のあなたの答弁でかなり明らかになりました。もしさういふ意味でこの協会が使われることになりましますと、正常な労働運動は抑圧され、前進をはばまれ、民主的な成長を抑えられる役割を果す結果になると私は思ふ。さう結論を先に申し上げてお尋ねしたらはつきりするのではないかと思ひます。それはあなたのおっしゃられるように、確かに私はここで日本の経済構造、特に二重構造がやましく論議されておるときでありますから、経済ベースに企業能力を全く欠いておるものを否定しようとしたところで、現実を否定できないのです。これは意識的に労働運動の存在を無視し、労働組合の存在を否定しようとするおそれがある一つの力になつてゐることは事実であります。さういふものに対して、もしここでいふ労働問題の關係資料を提供して、その資料を使つて、さういふ問題を経営者側がもし対策の具に供するといふことになりましたならば、極端な言い

方をするとわかると思ひますが、上手に労働法網をくぐり、労働關係というものをきれいなヴェールでかぶせて、労働者の真実を抑えるような機関として働き出すおそれがあるのではないかと。これはよほど考へていただかなければならぬことでありまして、そこでさういふ回りくどい質問をいたしました。が、端的に言ひますと、この提案理由の中には二つのことを言つておる。一つにはさう言つておられます。各国の労働問題あるいは労働運動に關係した事例を検討してのことだと思ひますけれども、元來世界の労働運動あるいは労働保護法の歴史というものを、見ていけばきつめて明確なように、言ひましてもなく民主主義の国においては全く同じ立場に立つて労働教育というものを、かなり強く推進をしてきておるのでありますけれども、いずれもそれは労働者の自主的な活動に期待をかけておるものであります。民主主義のもとにおける労働運動というものは、労働者の自主的な、組織的なものを通じて、労働者または労働組合の社会的意識を認識し、発揚していくといふことについては一貫したものを持つてゐる。もしそれにどういふ第三者が便宜を提供し、あるいは協力するといふ言葉であつても、その自主性を脅かすようなことをしたり、あるいは自主性の成長を妨げるようなものが少しでもありますならば、それは角をためて牛を殺す結果になるのであります。でありますから、この種の機関といふものは非常に警戒を要すべきものであります。民主主義の運動の中で一番尊敬されてくるのは教育であります。特にあなたがここに指摘しておるように、日本の労働

組合がたまたま行き過ぎがあったり、あるいは世論のひんしゆくを買うようにな行爲なしとはいえないのであります。しかしそれは民主的にその結論を得させようとするならば、労働組合の組織的な操作の中に、自主的な努力によつて、すなわち労働組合に対する世論の絶えざる制肘との中に生々発展していくということが一貫した民主主義国における行き方であり得ます。特に日本の場合には、先ほど来私がくどいように申し上げておりますように、先進国の中で、近代工業国、商業国の中で、日本はある意味においては高い水準に国際競争の場を求めております。労使関係においては、組織率においては世界の先進国に近いところまで成長を遂げております。しかし労働運動自身が持たなければならぬ教育的な職能と申しますか、職分というもののについては、大きく欠けている点を私は認めます。こういう問題は、ここに大きな二つの理由をあげておる。一つは経営者の反動的な傾向、一つは労働組合の未成熟をあげておる。この問題はかかつて労働組合自身の自主的な、社会的な訓練の中に成長を遂げていくべきことだ。またそれを第三者たるもの、政府たるものはしんばり強く見守り、それをよい意味において協力援助するという立場以上を出てはならぬのじゃないか。そういう意味で、労働省設置法の中では、日本のように戦後急速に労働問題に対する知識を国民全体にも、特に労働組合にも持つてもらわなければならぬにもかかわらず、わずかに一課を設けて労働教育活動を展開してきたのでありますけれども、その目的は明確になっていない。こういう点が私は非

常に重要だと思ひますが、そういう点に対する私の危惧は、単なる危惧ではなくて、今の労働大臣の答弁によつて果せるかなという感じを私は強く受けたのであります。この点に對しても、もしそうでないとおっしゃるならば、こういう二つの問題について労働省の、あるいは政府の、政党内でもけつこであるが、基本的な政策はどうあるべきかという点を明らかにしていただかないと、この法案全体にわれわれの持つ不安やおそろるべき危惧というものは解消しないのみならず、ますます高まつてくる。こういう意味で、非常に質問としてはやりにくい、また答弁していただくのにもやりにくいことだと思ひますけれども、時間をかりて質問をして、このことを理解して御答弁願ひたい。

○石田国務大臣 私先ほどから申しましたのは、使用者の中で労働問題についての知識が不十分である、あるいは認識の非常におくれておる人がある。この条件を改善するためには、いろいろな処置の中の、知識あるいは認識を深めるというモラルな面をこの協会が分担するということを私は先ほどから繰り返して申し上げておるが、そのことが労働組合の民主的な、自主的な発達を妨げるといふ御質問の趣旨は、どうしても私の方は幾らもお聞きしてもわかりません。それからもう一つは、この協会が、労働組合の行つ自主的な活動というものを妨げるものでは決してございませぬ。それからこの協会が行う啓蒙宣伝、あるいは調査研究ということ、今御指摘の通り、労働省はその項目についてわずかに一課、しかも主として

官僚の諸君だけがやつてゐることでは不十分であるから、より大衆的に、より民間の広い知識を集めて効果的にやろうとしたのであります。従つていろいろ御意見は承りましたけれども、それはこの協会だけでは不十分だといふことはわかりましたけれども、この協会が必要でない、むしろ逆にこれは妨げるものだといふことは、どうして私の方がわからないのでございませぬか……

○井堀委員 正直におわかりにならぬとおっしゃつておられるのか、あるいははつめを隠しておられるのか、その点は知る由もございせんが、前者だろつと思ひます。決してつめを隠してゐるなどという、そういう悪意のある労働大臣ではないと私も信用いたしております。そうすると、私の質問することが危惧でなかつたといふこと、ちやうど当てはまつてくるわけでありませぬ。というのは、具体的に御尋ねすればわかると思ひますが、今までのこの種の労働問題研究所というものが民間にもかなりあります。しかしさういふものがどういふ働きをしてきたかというのを、ごらんになればわかる。最初は善意に基いて、労働者のためにといふことでやつておりました。それが文化活動の程度にとどまつておりましたと無難なものでありますが、労使関係の中に資料を提供しようといふようなことになりましたと、これは世界共通ですが、絶えず経営者側に戦術、戦略を売り込むような役割を努めてしまつてゐるのであります。これは労働者の認識を深めていたがたい。労働者といふことは諂媚があるかもしれませぬが、特に保守党の中でも、一番労働問

題に誠意を持ち、真摯な態度で御勉強いただいております労働大臣には敬意を表してゐるのであります。よくお考えいただきたい。具体的にだんだん聞いていけば、私の質問が明確になつてくると思ひますが、これは出発点が間違つておりましたと、どこまで追ひ込んだつてだめなんです。私が非常にびつくりしたのは、この提案理由の説明を聞いたからであります。これと関連して、この法案の第一条でこういつておられます。「広く労働者及び使用者並びに国民一般」と規定してゐる。一体この使用者に対して労働者がサービスせられる理由、今日の不如意な日本財政の中から十五億の金を注ぎ込んで、その金をせつかく労働行政の一助として使おうといふお考には疑いを持たないが、この機関で経営者を教育したり、啓蒙したり、そのために資料を提供したりするといふことは、一体どんなところから出てくるのでありましようか。あなたは、私が冒頭に質問したときに、労働法の関係の中で啓蒙宣伝といふ文字が使われておりました。その点に唯一のよりどころを求めたおいでになるようであります。しかし労働関係の調整を行うため労働法のなかから啓蒙宣伝といふ意味は、一体雇い主をどう教育するのか、もつとわかりやすくいたしますと、ここであらう雇い主のために資料を提供するといふのは、要するに戦術を教育するといふような意味かと思ひます。しかしさうではなくて雇い主も何かこの協会によつて啓蒙宣伝ができるというふうにお考へてありますならば、そのことをここで、あなたのお考へでけつこでありますから、そのものずばり一つお答え

いたしたい。

○石田国務大臣 使用者の前時代的な労働問題に対する認識を改めさせるような教育を行うことは、私は労働者のためになると考へておるわけでありませぬ。

それから先ほど御自分でも杞憂々々とおっしゃつておるのでありますから、私があらためて申し上げるまでもないのでありますが、いろいろな憶測は全く杞憂でございませぬ。

○井堀委員 言葉じりで議論をしたいとは思ひませぬ。しかし私の杞憂というのは善意に理解したいと思つて申し上げたのです。しかしあなたの答弁で明らかになりました。杞憂じゃありません。労働者の計画するところがいかにおそろるべき計画を進めておるかといふふりになるべきでありませぬ。今の答弁では、杞憂じゃなしにさういふふうにとりましよう。というのは、ただとりましようではなくて、労働問題に造詣の深いさうお集りの委員の方々でありますから、それぞれの方があつたと思ひます。あなたはさう経営者を教育しなければならぬと答弁した。経営者が労働問題に理解が足らぬためにあやまちを犯した、あるいは封建的な思想に災ひされて民主主義の前進をはばむといふようなものに対しては、教育でそれはいかに役立つと思ひます。しかしその教育は一体だれがすべきか、どの機関がやるべきか、ここに大事なところがあるのです。労働省がさういふところに手を出すべきものであるか、それはさういふ保守的な、封建的な、反動的なといふいろいろな見方は、程度の違いはあるであらうましようけれど

も、そういうものがよし教育の力で改善されたとしても、その改善はだれがどこで当るべきかということが大事なことです。しかしその以前に問題がある、私がさっき言ったように、話がわかってもらうにもならぬという日本の経済実態、労使関係の足にまつわる大きな障害があるわけです。その一番よくわかるのは、労働法の精神でいいますと調停、あっせん、仲裁の段階を持つている公企労法の中でもわかりましう。あっせんをしてうまくいかなぬ、調停をしてうまくいかなぬ、仲裁にまで持ち込んで、話がわかれば手が打てるというなまやさしい日本の労使関係じゃないのです。私は非常に基本的な問題だと思ひますから、くどくどお尋ねしたのでありますが、御答弁は残念がらちよと困難かと思ひますので、少し変えてお尋ねしてもかまいませんが……

○石田国務大臣 何も困難でございません。御指摘のような実情を改善するためには他の施策を必要とするという事は、私は何度か認めております。これだけではいいとは申しません。しかしこれも必要だ。それからわかつておつてもどうにもならぬ面もあることも認めます。しかし認めますが、それだからほつておくわけにもいかないのではありません。そういうものを改善する前に何をしてもむだという事はないと思ひます。

それからきつめてささいな一例であります。労働基準法の趣旨を徹底させるにいたしまして、やはり労働問題というものの理解を深めていきさすれば、たんねんにそういう風潮を作つていくことに努力をすれば、一見

非常に困難に見えましたが、たとえば商店の休業制の実行などもできまして、そういう啓蒙宣伝の効果というものはだんだんと現われて参るわけでありま

○井堀委員 非常に複雑な質問をする者のためにならぬとおしやいます。経営者の前時代的認識のためにいかにかくさんの労働者が困つておるかという事は事実でありますから、その前時代的認識を改めさせることは、私は労働者諸君のためになると固く信じます。

○井堀委員 ようやく明確になつて参りました。経営者の封建性を改めさせる、あるいは進歩的な労働法規の理解を深めるために、この機関が相当働きをするという事は期待しておいでになる。そこで私はそういうことを前段でお願いしたわけでありま。しかしあなたと私の立場や考え方の相違を議論し合ふとは思ひませんけれども、それでは労働者のあり方としては固違つておるしなないかという事を最初からお尋ねしておるのです。というのは、一番最初にそのものずばりお尋ねしたわけでありま。労働者設置法の中から、労働法規の中から、一体第一一条の文句はどこから出てきたかという事を聞いておる。啓蒙宣伝ということだけでしう。ほかに何かござ

○石田国務大臣 労働者の福祉の増進をはかるための啓蒙宣伝のほかに、あるいは調査研究あるいはそれに伴う行政的ないろいろな措置も含んでおります。従つてこの協会は、労働者設置法の中で指定されている啓蒙宣伝や調査

研究ということ、それは直ちに労働者の福祉のために行ふものであります。が、それをより効果的、より大衆的に進行しようとする目標としたものであります。

○井堀委員 非常に複雑な質問をする者のためにならぬとおしやいます。それではこうお尋ねしましう。労働法なり労働法なり職業安定法なり、その他労働保護立法を一々ここで取り上げるまでもないと思ひますが、いずれもよりどころは労働組合法の第一条に規定してあるように、労働者の福祉を増進し、労働者の社会的経済的地位を引き上げるためには、一にも二にも三にも労働者の自主的な組織の力、言いかえれば団結力によつて労使対等の立場を作るといふこの基礎をはずしてはど

○井堀委員 今明らかになりましたように、全額国が持つて、しかも主務官庁である国務大臣が監督権限を發動するような団体はないはずであります。労働者の教育機関に補助金を出すとか、助成金を与えるとかいうことは当然なこと、悪いことではありませ

○石田国務大臣 使用者に対する労働問題についての啓蒙宣伝という事は、労働者の福祉を増進するために必要でありまして、私はちつとも混乱をしておると思ひます。諸外

国の立法例等については事務当局から答弁させます。

○鳥井政府委員 諸外国の立法例等につきまして、あるいは前例につきまして、この日本労働協会の考えておるべきところとびたりとするような事例は、実はございせん。と申しますのは、全額政府の出資によりましてこうい

○井堀委員 今明らかになりましたように、全額国が持つて、しかも主務官庁である国務大臣が監督権限を發動するような団体はないはずであります。労働者の教育機関に補助金を出すとか、助成金を与えるとかいうことは当然なこと、悪いことではありませ

○石田国務大臣 使用者に対する労働問題についての啓蒙宣伝という事は、労働者の福祉を増進するために必要でありまして、私はちつとも混乱をしておると思ひます。諸外

基礎はやはり一にも教育、二にも教育だといわれている。教育を誤りますればどつちへ行つてしまふかわからないのであります。その教育というものはあくまで労働者の自主的な意思に基いて、自治的にそういう機関というものを運営されてこそ、初めて労働者のためになる教育活動として生まれ

○井堀委員 今明らかになりましたように、全額国が持つて、しかも主務官庁である国務大臣が監督権限を發動するような団体はないはずであります。労働者の教育機関に補助金を出すとか、助成金を与えるとかいうことは当然なこと、悪いことではありませ

○石田国務大臣 使用者に対する労働問題についての啓蒙宣伝という事は、労働者の福祉を増進するために必要でありまして、私はちつとも混乱をしておると思ひます。諸外

○井堀委員 今明らかになりましたように、全額国が持つて、しかも主務官庁である国務大臣が監督権限を發動するような団体はないはずであります。労働者の教育機関に補助金を出すとか、助成金を与えるとかいうことは当然なこと、悪いことではありませ

○石田国務大臣 使用者に対する労働問題についての啓蒙宣伝という事は、労働者の福祉を増進するために必要でありまして、私はちつとも混乱をしておると思ひます。諸外

の外局として作られるというものにも見えますが、しかしこれはもう全く縛ってしまふ、理事の定数まできめて、理事選考の方式から選挙の手続までも法律で縛り上げちゃって、ここには自治もなければ自主もありません。こんなものは結局労働省の外局なんです。そうするとこの問題は、この点だけでも、これは労働大臣、考へぬといけませんですよ。一体こういう行政機関ともあるいは民間団体ともつかないようなものを作り上げて、しかもそれが一番大切な労働者の教育活動の自主性、民主的なあり方というものをここので上げてしまつては、出発がいかに善意であり、いかに好意的にものを考へてこいたところ、答えはそう出でこないといふことが非常に大切だと思ひましたからお尋ねをして、もうこの質問で大体考へ方の基本になるべきものは私にはのみ込めました。しかしその私がのみ込んでしまひますと、この法案は非常に悪いものになつてしまひますので、何か弁解をなさる余地がありましたら……。

○石田国務大臣 大がいのことは今までお答えを申し上げたことと同一でございますが、自主性を妨げる意思は決してございせん。しかし自主性を守らなければならぬという建前の上に立つても、なお労働省の設置法の中に明確にしてありますように、これは労働省自身で労働者の福祉のために行くべき啓蒙、宣伝、調査、研究、そういうものをより大衆性を持たせ、より積極的に行動するものでございませう。それから監督権の問題でございませうが、あれは諸外国のような基金を出すのではなくて、補助金や助成金だけでありまして、財政上の監督はいたさなければならぬのであります。補助金や助成金を出すのと基金を出すのでは、私は基金を出す方がよりその目的を達するために安全かつ効果的であると信ずるのであります。それから労働大臣の行います監督権は、あくまで財政上の問題に限つておりまして、三十五条の三項でも業務に関与することのないように明確に規定をいたしておる次第であります。それから役員等の選任については、会長は労働大臣の任命でございますが、理事その他は会長の御選考によつて労働大臣が承認をするという形になつておるわけでありませう。これは特殊法人の先例に従つておるわけでありませうが、その特殊法人の先例に従つた以外に、先ほどから申します通り、あくまでこの協会の業務の自主性を守るための努力を私自身もいたしすけれども、法案にも考慮してある次第でございませう。

○井堀委員 少し大臣に休んでお考えいただこうと私は思ひますが、その間事務当局の御答弁を煩わしたい。今大臣の答弁は実に常識の発達した者の御答弁として尊敬に値しますけれども、事柄がやややが基本となる専門的な問題になると思ひますので、お考へいただく材料として、確かに十五億の金がかつた金であるかといふことは私もよく知つてゐる。その運営を誤ればたまたまの管理監督するといふことはごもつとも、これはしかし大蔵省のお仕事ではございませうかな。だから大蔵省がこの法案をお出しになるのはよろしい。労働者がお出しになる場合は、先

ほどから言つてゐるように、労働者の福祉あるいは労働者の地位の向上のために労働者がお仕事をなさるといふのは、労働組合法の説明をさつき引例いたしましたが、あくまで労働者の自主的な、自治的なものに対してサービスをし援助を与えていくといふことを踏みはずしては——これはかつてドイツにおける、あるいは日本における産業報国会のごとき、名は産業一家、労使協調、労使一体を言ひながら、事実は労働者を隷屬せしめる全体主義的なものに陥るといふことは、今さら議論の余地のないところでありませう。一番大事なのは、やはり民主主義の原則というものが労働運動の中に少しでもゆがめられたら、どんないいことを考へても全部だめなもので、ここに大きなあやまちのあることをこの法案の中から発見して、くどいことを言つたのです。それはしかしあなたと私の間で少し冷却期間を置いたらいい答弁をしていただけたと思ひます。きょうのところは私がこれを追ひ詰めてはいかぬと思ひまして、遠慮いたします。

そこで局長にお尋ねをいたしますが、今大臣は私の問をぬくことまで説明して下さいましたが、会長は労働大臣が任命されて理事は会長が御指名になる、こういうておられますけれども、しかし大臣は総理大臣が任命されます。日本の行政機構で、局長の選考まで実際問題として総理大臣が関与するはずありません。主管大臣がそれぞれ選んでいく。同じことなんです。徹底した官僚機構なんです。会長を選んでは、会長の持つてきた者が悪ければほかの方で幾らでもいじめられます。そんなことを、しろうとじやあるまいし、それで自主性を一向侵していない、自治的な機能を妨げないなどというところは、ちよつと白を黒と言ひ御議論以外にないと思ふのであります。そういう点を私は議論しようとは思ひませう。局長に一つお尋ねいたしますが、この労働大臣が任命いたします会長のものとどういふ理事を選ばれたところで、その協会の主管者、会長に対する資格というものはこの法案で絶対です。ただ労働大臣に頭が上らぬだけ。どこに理事会の自主性があるでございませうか。どこにこの条文に、どういふ工合に自治の機能がございませうか。自動的に働ける点があつたら一つ御説明願ひます。

○亀井政府委員 この協会法案の十三条をごらんいただきますと、その点が一応条文としてございませうが、ただほかの特種法人と比べますと、特種法人の中にはすべて主管大臣が理事の一人一人まで任命する方式をとつてゐるものもございませうが、その点につきましては、この協会は一応会長を労働大臣が任命いたします。理事につきましては労働大臣が承認、認可という権限はございませうが、一応自主的に会長に選任権を与えてゐるという点がほかの特種法人と違ひ一点でございませう。それからもう一つは、ほかの特種法人には理事会という運営の仕方はないのでございませう。すべて会長なり理事長が専決いたします仕組みになつておりますが、この協会はあくまでも理事会の合議制によつて運営していこうといふ考へであります。それからさらに評議員会といふのも、これも他の特種法人には少ないのでございませうが、評議員会では十五人以上の評議員におきまして重要事項は会長の諮問を受けてやる。単なる諮問機関ではないかといふ御質問もあろうかと思ひますが、この点は結局運営の実態でございませうが、そういう實質的な運営ができるようにわれわれとしては強い期待を寄せておりますし、またそういうことのできるような会長を選ぶ、これはかねがね大臣から御答弁申し上げておりますやうな、そういう会長を選ぶことが、私はこの協会の一番大事な仕事だろつと思ひます。この協会の仕事がいよいよ成長するかしなにかは、結局会長にどういふ人を選ぶかといふことによつて大きく決定されるんじゃないかと思ひます。

す。この点に対しては何か十三条の中で会長の選挙について、労働大臣ですら、そういう世界にもないようなりっぱな方を日本の中から見つけていただければいい。そういう者が得られればこれに越したことはない。私的主張はこれではなくて、これは私の主張ではない。民主主義という原理は一人や二人で考えられたものではなくて、しかも世界共通の原理じゃございませぬ。その原理をくずして答弁されたのでは、これは初めから哲学の論議からやっつけていかなければならぬ。それは自主的でないというのをはつきりお認めになる方が、むだな議論をせぬで済むと思うのです。これは確かに民主的じゃございませぬと。

○石田国務大臣 これは会長を選任する場合における御苦心という御心配、それは神様のような人を求められたいと思つておりませんけれども、しかし私はこういうことを初めて提案をし、その成立を期しております以上は、その人選については良心にかけて適当な人を選ばなければならぬ。それから以後は、これは毎年々の補助金であります。たとえば補助金を減額するとか何とかいうことで、いわゆるいじめようがありましようけれども、基金がすでに設定されておつて、その基金の利子もきまつておるのでありますから、最小限それだけのものは仕事ができるわけでありませう。つまり財政上いじめるといふことはこの場合にもろん想像する必要はないと思つて、それから会長及び理事の任期は四年でございませうから、その四年間にはとにかくどんな労働大臣が出、どんな

労働行政が行われよう、金はある、それから任期はあるのですから、思う存分自由にやれるはずでございませう。しかもいゆる不正な財政上の行使をしない限りにおいては干渉を受けないわけなんでありませうから、業務上の干渉はしないわけですから、自由にやるわけでもございませう、その建前では得るものと確信をいたしてあります。

○井堀委員 どうもあなたに休んでいただいた方がよいと思つて、あなたはどうも自信が過ぎる。なかなかこれはそういう人を会長に選べませぬよ、困難を求めるならまだいいのですが、要するに不可能を可能にするという事で。しかし善意の発意については決して疑つてお尋ねしているのではありませぬ。しかしこういうものができてしまつて、この法律によつて一切は律せられるのでありますから、それこそあなたがいつもおつしやられておられますように、法治国でありますから法律を守らなければならぬ。悪法でも、できれば守らなければならぬ。しかしこういう悪法が世に出れば、守る方の側に立つたならたまたまのものではないという事は、この法案を審議する国会としては非常に重要なことです。これはさつき局長にお尋ねしていたのですが、今大臣はあなたの答弁を横取りされて、四年間には非難を受けないつばな会長を選んでは、その会長は民主主義の理想に徹したよい人をお考えのようでありませうから、そういう方がおいでかどうかは、こういう席でお尋ねすることは当を得ないと思つて、何かありのようでありませうが、もし、そういう方が

得られたと仮定して、もう一つ進んでみましょう。

第五条に、名称、事務所、四は資金の問題であります。その次に役員及び評議員に関する事項、評議員会及び評議員に関する事項、業務及びその執行に関する事項、しかも定数の変更は、労働大臣の認可を受けなければならぬ、こう書いてある。今日のようならつばな労働大臣が永年その席におられるという事は、政党政治のもとにおいてはあり得ない。選挙も間近でございませうから、全くできませぬことを約束してわれわれはものを判断し、きめるわけにいかぬのであります。この五条で定款にこういうことをきめてくるという事は、労働教育というものが労働者の福祉向上のために考へて、他には何の邪念もないという大臣のお言葉をそのまま信用いたしまして、こういうことが信用できるなら、こういうことを書かないでもいいじゃありませんか。こういうことを書かなければならぬというのはい体どういうことでございませう。

○亀井政府委員 これは先ほど来大臣から御説明ございませうに、十五億の基金をもつて設置されます特殊法人でございまして、十五億という大きな基金をいかにこの団体が扱つていくかという事は、法律上の大きな責任がこの協会に課せられておると思つてあります。こまかい事柄については法律において一々縛ることはやめまして、それこそ井堀先生の言われる自主的な定款においてそういうものはきめておきたいというものがこの法律の建前でございませう。たとえば役員及び理事会に關する事柄でありまして、こ

の中の役員の数は一応法律では理事は五人以内、監事は二人以内となつておりますが、それをどういうようにきめるとか、あるいは役員の仕事分掌をどうするかというふうな事柄もきめられましようし、あるいは評議員会あたりでは、その招集の手続とかいふこともありましようし、あるいは業務については、業務の内容の具体的な細目等もございませう。こういうことを自主的にきめさせたいといふのが第五条の立法案の精神であります。

○井堀委員 五条の精神はよくわかりました。一々御答弁を願わなくてもだんだんはつきりしたようでありませうが、もしこの法案が通りますと、この団体はもう全く徹頭徹尾縛りつけられて、ただその必要を認めるのは、十五億という国民の血税によつた大切なお金ですから、それを国民にかつて、その目的以外に使わないうに、またその運営を誤まつて国民に迷惑をかけぬようにするといふことは、もう申すまでもない。この点は私も全然同意であります。しかし、この種のことは、さつきも言つたように、大蔵省の今日のここの基金に対する嚴重過ぎるほど嚴重な行政機構といふものは、私の承知しておる範囲内ではこういう法律の、こういう形まで持つていかぬでもないではないか。

それよりも、ここのもう一つ新しいことを聞きましようか。第七条の、労働協会という名称あるいはこれに類する名称を用いてはならぬといふ法律のこの条文であります。これはきわめて重要なことじゃございませう。日本労働協会といふ六字のうち、日本労働といふのはたくさんあります。その下に協会という文字を使つたらいかぬといふことですが、こういうことは憲法二十一条の結社の自由や表現の自由に対して、しかも一番自主的自治的でなければならぬ民主主義の原則を貫く労働者保護のための法案として、こういうことはいかにがなものではないか。起案者はこういうことに対して一休どうお考えですか。

○亀井政府委員 先ほどの御質問の中にございまして、財務規定にすべて大蔵省の監督にまかしていいんじやないか、それが前例ではないかといふお話でございませうが、そうではございませぬで、この特殊法人でありまして、第一次監督者は主務の主務大臣でございませう。大蔵大臣は、その主務大臣が監督するにつぎまして協会の相手方になるのでございまして、直接大蔵大臣は監督いたしません。

それから今の第七条の問題でございませうが、これもどの特殊法人にも共通の規定でございませう。と申しますのは、類似の名前をもちまして不測の損害を協会に与へますことは、やはりわれわれとして避けなければならぬといふことがあるわけではございませう。しかもそれは先ほど来申しますように、十五億の巨額の出資によつて作る団体でございませう。その信用問題に大きな影響を与へるようなことがないといふのがこの七条の趣旨でございませう。この特殊法人の法律にもこういう規定はございませう。

○井堀委員 まだたくさんある。聞けば聞くほど問題が大きくなる。聞かねばよかったと思つて問題が出てきたが、大体ききよはるの程度にいたそうと思つて、今の関連事項で

ちよつと大切だと思ひます。点は、十五億の金は、今の御答弁の趣旨によりますと、労働省の方が労働者の福祉のために、教育という任務もありますが、自由によつて自由という言葉はありますが、その目的の範囲内において使うことについては、労働省のワタの中にがっちり受けとめることができる性質のものでありましようかどうか、たな上げ資産の一部のようでありまますが、そういう点はどうか。永続性またその拡大などについてどういふふうにお考えでしょうか。この点一つ何つて、あとは保留して次会に譲ることにいたしたいと思ひます。

○石田国務大臣　そのお金の使途は、この法律に規定しておる任務の範囲内でありま。それからもう一つの永続性は、これは基金として出資するのでありますから、もちろん永続性を持つておるわけでありま。それから将来の拡大の見込みでありまが、これでは不十分でありますから、あらゆる機会を求めてこの基金の拡大に努めなければならぬと思つております。

○森山委員長　質疑の御通告がありますが、本日は他に御質疑はございませんか。

○岡本委員　定足数が切れておりますから、これで散会にさせていただきます。

○森山委員長　散会に先だちまして、この際法案の審議の促進について一言申し上げます。

日本労働協会法案は去る二月十一日付託され、去る二月十八日に提案理由の説明を聴取し、二月二十日より三回にわたつて質疑を重ね、その間社会党よりは滝井義高君、赤松勇君、井堀繁

雄君が質疑を行い、自由民主党よりは田中正巳君も質疑をいたしました。本委員会は原則として毎週四回委員会を開いておりますが、そのうち日本労働協会法案を審議する日は一日であります。社会党よりは、重要法案であるので、特に労働大臣の出席を求め、本日は労働大臣も一日じゅう審議に臨む御意向で出席しておられると存するものであります。通告されても御質疑もなさぬということでは、委員長としては審議の促進上はなほ遺憾であります。本日はこれをもつて散会いたします。

午後三時二十五分散会

昭和三十三年三月十七日印刷

昭和三十三年三月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局